

第 3 9 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和 8 年 6 月 2 5 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 2 0 分 高石市役所別館 1 階 会議室 1 1 1		
出席委員	3 名全員（弁護士 1 名、大学教授 1 名、公認会計士 1 名）		
事務局	財政課 : 吉村課長、田宮課長代理、西川課長代理、林係長、清水主任 下水道課 : 伊奈課長 施設管理課 : 松本課長代理、庄司係長 事業課 : 中村課長代理 土木管理課 : 武田参事		
審議対象期間	令和 7 年 1 0 月～令和 8 年 3 月		
抽出案件	6 件	【一般競争入札】 ・ 7-4号線他雨水管布設工事（その2） 【通常指名競争札】 ・ 羽衣複合施設屋上防水改修工事 ・ 南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う高石駅西自転車駐車場復旧等工事 ・ 交通安全施設等設置工事（その1） ・ 橋りょう長寿命化対策工事 【随意契約】 ・ せせらぎ濾過施設解体工事	
一般競争入札	1 件		
公募型指名競争入札等	一 件		
通常指名競争入札	4 件		
随意契約	1 件		
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり		
委員会意見の内容	入札契約手続きは概ね妥当である。		

委員	事務局
1 令和7年度下半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	○入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。 令和7年度下半期(令和7年10月1日～令和7年3月31日)は、契約件数が13件、契約金額の合計は約4億2,820万円、平均落札率は80.6%となっている。 入札・契約方式別では、一般競争入札、通常指名競争入札及び随意契約であり、公募型指名競争入札については該当がなかった。 前年度下半期と比較し、契約件数は4件の減少、契約金額では約3億5,345万円の減少となっている。 令和7年度下半期の工事の特徴として、7-4号線他雨水管布設工事(その2)の大規模なインフラ整備、羽衣複合施設屋上防水改修工事の公共施設等に係る改修工事などを発注した。
2 令和7年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
小学校の件は、工期限内に終わったのか。	○指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。 令和7年度下半期は2件の指名停止措置を行い、うち、1件は本市の加茂小学校外壁等改修工事に係る指名停止措置で、元請と下請の連携不足から足場倒壊事故によるもの。また、談合情報・契約解除については該当がなかった。 途中、泉大津労働監督署が入ったため工事が一時中止になったが、その後再開し、工期限内に完了した。

元請と下請との連携不足を具体的に。	現場監督と現場作業員との間で情報伝達が上手く伝わっていなかった。
3 抽出事案の審議について	
○抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。 一般競争入札については、入札参加者が少なかったことについて理由を確認したい。 指名競争入札については、最低制限価格を超えた入札があったことや、辞退が続く業者について、理由を確認したい。 随意契約については、指名競争入札の基準を用いて運用することにより、不都合等がなかったのかどうか確認したい。 ○7-4 号線他雨水管布設工事（その2） 《一般競争入札》 辞退者が多いが、その理由は。 物価高騰による工事代金への影響と最低制限価格との関係について。 入札参加資格がないと認めた業者について。	当該事業者へヒアリングしたところ、価格が折り合わなかった、他案件の受注により、技術者の配置が困難であった等の理由を確認している。 一部影響は考えられるが、業者の下請けとの見積もりが合うかどうか関係すると思われる。 当該業者は、令和7・8年度の本市有資格者名簿に登録がなかったため、入札公告3の入札参加資格の第2号非該当により、審査の段階で入札参加を認められなかった。

○羽衣複合施設屋上防水改修工事 《指名競争入札》 辞退者が多いが、その理由は。 中東情勢によるナフサ不足の影響は。 令和８年度の工事では影響が出ているのか。	当該事業者へヒアリングしたところ、手持ち工事の繁忙期と重なっているため、配置技術者が足りないため等の理由を確認している。 工事期間が令和８年３月であったため、影響はなかった。 今のところは、影響なく工事ができている。
○南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う高石駅西自転車駐車場復旧等工事 《指名競争入札》 複数社が最低制限価格を上回る入札をしているが、その理由は。 設計金額は、工期が長いことを考慮しているのか。	当該事業者へヒアリングしたところ、本工事は債務負担行為を計上した予算による年度を跨ぐ工期の長い工事である。よって、工事全体の見通しを立てにくく、リスクを織り込んで積算したためとの回答を得た。 積算は公共積算で行っており、長期間の工事である点を加味した上で、適正に対応している。

○交通安全施設等設置工事（その１） 及び 橋りょう長寿命化対策工事 《指名競争入札》 （株）誠和総合産業について入札辞退が多いが、その理由は。 ○せせらぎ濾過施設解体工事 《随意契約》 指名競争入札の選定基準に照らしての手続きを取った理由は。 この手法によって不都合や問題が生じなかったか。 （株）フジタは、他社が 100 万円前後で応札する中、2,000 万円で応札しているが、理由は。 最低制限価格は提示していたのか。 地方自治法施行令改正により随意契約の金額基準が上がったが、随意契約の件数は増えたか。	当該事業者へヒアリングしたところ技術者不足のためとの回答を得た。しかし、直近の工事での指名では応札しているため、技術者不足が解消されたと推察している。 競争性を持たせるため。令和 6 年度発注の解体工事「グリーンバンク解体工事」においても、本件と同種の手法を取った。 特にない。 業者側の単純な入力ミス、あるいは積算の著しい勘違いによるものと推察している。今後、業者に対して入札書への誤記について注意喚起を徹底していく。 本件は少額の随意契約であったため、最低制限価格の公表対象ではなかった。 いまのところ、件数の増加はない。
--	---